平成２８年（フ）第６号
山口県防府市自由ケ丘４丁目１番４号
破産者　尾尻　　剛
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７３３号
破産手続開始申立時の住所　福岡市南区清水２丁目20番４―1002号
破産者　菊池なおこ
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２６１号
福岡市中央区天神５丁目３番1009号
破産者　梅野　弘幸
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４７号
新潟県長岡市南町１丁目６番22号、前住所新潟県長岡市宮内１丁目７番12号
破産者　加藤　　学
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
新潟県長岡市南町１丁目６番22号、前住所新潟県長岡市宮内１丁目７番12号
破産者　加藤　裕子
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
新潟県新潟市江南区曽野木１丁目１番４―435号、開始決定時の住所新潟県柏崎市新赤坂２丁目６番２号
破産者　山口　邦彦
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
新潟県長岡市栃尾大町１番８号
破産者　佐藤　満彦
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
長野県飯田市上郷飯沼2963番地４
破産者　岡田　修次
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第７１号
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町２丁目278番地　103
破産者　池田　成江
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２４号
福岡県直方市大字下新入579番地１　市住1334号、前住所福岡県直方市大字感田2282番地４
破産者　石田　順市
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第５５８５号
東京都板橋区板橋４丁目48―３―202
破産者　辻本　達哉
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９８１号
東京都港区浜松町１丁目12番11号　丸芝ビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区浜松町１丁目12番11号
破産者　大卓建設株式会社
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９８２号
東京都大田区北嶺町27―７―202、開始決定時の住所東京都大田区下丸子２丁目12―15―928
破産者　太田　真吾
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２８１号
東京都豊島区高田３丁目18番２号
破産者　株式会社アートムーヴ
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０６９号
東京都江東区東砂７丁目17―22　第二寿コーポ503、開始決定時の住所東京都江東区東砂３丁目５―４　グリーンコーポ大友Ⅱ201
破産者　宍戸　弘夫
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２号
東京都世田谷区上北沢１丁目４―22　チェリーハイツ２Ｂ、開始決定時の住所東京都調布市深大寺元町４丁目12―18
破産者　臼井　利男
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１７３号
東京都杉並区久我山３丁目８―10―201、開始決定時の住所東京都世田谷区北烏山１―61―６　サンメイト烏山201
破産者　吉田　　唯
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２０４号
群馬県富岡市中高瀬102―302
破産者　佐藤　祐一
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部